

特定非営利活動法人ハピハグ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハピハグという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市中村区森末町2丁目50番地の3に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の子どもやひとり親家庭、メンタルヘル스에課題を抱える個人に対して、児童発達支援、ひとり親家庭支援、食糧支援・指導農園、子ども食堂、メンタルヘルス支援に関する事業を行い、子どもの健全な発達や生活支援、ひとり親の経済的・精神的安定、食糧不足の解消、食の安全指導およびメンタルヘル스에係る問題の改善や解決を図り、地域社会の福祉・教育の充実と個々の生活の質の向上の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 児童発達支援事業
- (2) ひとり親家庭支援事業
- (3) メンタルヘルス支援事業
- (4) 食糧支援・指導農園事業
- (5) 子ども食堂事業
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (8) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (9) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上
- (2) 監事 1 人
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 水谷 圭伽

副理事長 神野 あかり

同 渡辺 由紀

監事 田嶋 祐子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 1,000 円 年会費 1,200 円

(2) 賛助会員 入会金 0 円 年会費 500 円

特定非営利活動法人ハピハグ
令和7年度事業計画書

1 事業実施の方針

・地域との連携強化とネットワーク構築

地元の自治体、学校、医療機関、福祉団体などと密接に連携し、地域住民や関係機関との信頼関係を築くことで、事業の認知度を高め、効果的な支援を実現します。

・ニーズ調査と対象者の特定

各事業の対象となる家庭や個人のニーズを正確に把握し、適切な支援を提供できるよう、初年度は事前調査を徹底します。これにより、サービス提供の精度と有効性を高めます。

・柔軟で持続可能な運営体制の構築

ボランティアやスタッフの育成、資金調達の体制整備（寄付、助成金など）、運営費の管理など、持続的に運営できる基盤を確立することを重視し、安定した運営を目指します。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 児童発達 支援事業	・専門家（医師、看護師、保育士、作業療法士、言語聴覚士など）によるセミナー及び個別相談会の開催	(A) 通年 (B) 地域のコミュニティセンターや会議室 (C) 8人	(D) 発達障害や不登校の子どもを持つご家族 (E) 24人	277
(2) ひとり親 家庭支援事業	・定期的な相談会やワークショップを通じて支援を行う。 ・支援内容ごとに専門のスタッフを配置し、個別対応を行う。	(A) 通年 (B) 地域のコミュニティセンターや会議室 (C) 8人	(D) ひとり親の世帯 (E) 24人	277

(3) メンタルヘルス支援事業	・定期的なセミナー、個別カウンセリンググループセッションを通じて、参加者の心理的なサポートを行う。	(A) 通年 (B) 地域のコミュニティセンターや会議室 (C) 8人	(D) 精神的・心理的支援が必要な人々 (E) 24人	277
(4) 食糧支援・指導農園事業	・耕作放棄地を利用した農園を開園し作物を自然栽培で育てる。 ・本年度は、来年度の農園開園のために、農地を確保する。 ・農地確保後は、土壌改良に努める。	(A) 通年 (B) 津島市、東海市 (C) 4人	(D) こども食堂の利用者 地域の低所得者層 (E) 100人	50
(5) 子ども食堂事業	・地域の子ども達や経済的に困窮している低所得者層に食事を提供する。 ・地域で厨房施設を貸与していただける飲食店を探し交渉をする。 ・食材を支援していただける団体や企業へ協力を呼びかける。	(A) 本年度は準備期間とし、令和8年度の事業開始を目指す。 (B) 名古屋市、津島市、東海市 (C) 6人	(D) 経済的に困窮している子ども、低所得者層 (E) 不特定多数	0
(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	・義務教育課程を終えた障害者が一般企業に就職できるための職業訓練や職場実習、就職活動などを支援する。 ・指導農園事業と連携し就農技術取得による一般就職を目指す。	(A) 通年 (B) 名古屋市、豊明市 (C) 2名	(D) 障害者とそのご家族 (E) 5人	250
(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す	・特に複雑な支援が必要な障害者に対して、専門スタッフによる個別の相談支援を行います。	(A) 通年 (B) 名古屋市、豊明市 (C) 2名	(D) 障害者とそのご家族 (E) 10人	300

るための法律 に基づく特定 相談支援事業				
(8) 児童福祉 法に基づく障 害児相談支援 事業	・障害を持つ子どもとその家族に対して、必要な支援を提供し、子どもの成長を支えます。 ・障害児一人ひとりの状況に応じた個別支援計画を作成し、保護者と共に進めていきます。 ・保護者に対する相談やカウンセリングを提供し、子どもの育成に関する悩みを解決します。	(A) 通年 (B) 名古屋市、豊明市 (C) 2名	(D) 発達障害やADHD の子どもとそのご家族 (E) 不特定多数	550
(9) 児童福祉 法に基づく障 害児通所支援 事業	・障害を持つ子どもたちに対して、通所施設での支援を通じて、生活能力や社会的スキルを向上させます。 ・児童発達支援、放課後等デイサービスの施設の開設をします。 ・子どもの特性に応じた個別プログラムを作成し、きめ細やかな支援を行います。	(A) 通年 (B) 名古屋市、豊明市 (C) 5名	(D) 発達障害やADHD の子どもとそのご家族 (E) 不特定多数	6,480

特定非営利活動法人ハピハグ

令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

・サービスの質の向上とフィードバック反映

初年度の実績を元に、支援対象者や地域住民からのフィードバックを収集し、事業内容や支援方法の改善に活かします。具体的な成果や課題を分析し、サービスの質を向上させます。

・拡大と多様化

初年度の成果を基に、提供する支援の規模や対象を広げ、新たなニーズに対応したサービスを追加します。たとえば、ひとり親家庭支援事業やメンタルヘルス支援のターゲットを広げる、もしくは新たなプログラムを導入することを検討します。

・持続可能な資金調達の強化

安定した資金基盤を確立するため、企業や地域の協力を得た資金調達活動を強化します。助成金申請やクラウドファンディング、地域スポンサーシップなど、多角的な資金調達方法を模索し、財務の安定を図ります。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 児童発達支援事業	・専門家（医師、看護師、保育士、作業療法士、言語聴覚士など）によるセミナー及び個別相談会の開催 ・親と子どもを対象とした「親子参加型イベント」を実施 ・不登校の子を持つ親を対象にしたグループセッションを行う	(A) 通年 (B) 地域のコミュニティセンターや会議室 (C) 8人	(D) 発達障害や不登校の子どもを持つご家族 (E) 48人	360

(2) ひとり親 家庭支援事 業	・定期的な相談会やワークショップを通じて支援を行う。 ・支援内容ごとに専門のスタッフを配置し、個別対応を行う。	(A) 通年 (B) 地域のコミュニティーセンターや会議室 (C) 8人	(D) ひとり親の世帯 (E) 48人	360
(3) メンタル ヘルス支援 事業	・定期的なセミナー、個別カウンセリンググループセッションを通じて、参加者の心理的なサポートを行う。	(A) 通年 (B) 地域のコミュニティーセンターや会議室 (C) 8人	(D) 精神的・心理的支援が必要な人々 (E) 48人	360
(4) 食糧支 援・指導農 園事業	・自然農法（無肥料、無農薬）での栽培行う。 ・年間15品目の栽培を行う。 ・収穫体験会を開催 ・農地確保後は、土壌改良に努める。	(A) 通年 収穫体験は年2回開催 (B) 津島市、東海市 (C) 6人	(D) 会員、賛助会員、支援事業参加者、こども食堂の利用者、地域の低所得者層 (E) 150人	250
(5) 子ども食 堂事業	・地域の子ども達や経済的に困窮している低所得者層に食事を提供する。 ・地域で厨房施設を貸与していただける飲食店を探し交渉をする。 ・食材を支援していただける団体や企業へ協力を呼びかける。	(A) 通年 (B) 名古屋市、津島市、東海市 (C) 6人	(D) 経済的に困窮している子ども、低所得者層 (E) 不特定多数	500
(6) 障害者の 日常生活及び 社会生活を総 合的に支援す るための法律 に基づく障害 福祉サービス 事業	・義務教育課程を終えた障害者が一般企業に就職できるための職業訓練や職場実習、就職活動などを支援する。 ・指導農園事業と連携し就農技術取得による一般就職を目指す。	(A) 通年 (B) 名古屋市、豊明市 (C) 2名	(D) 障害者とそ のご家族 (E) 20人	300

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	・特に複雑な支援が必要な障害者に対して、専門スタッフによる個別の相談支援を行います。	(A) 通年 (B) 名古屋市、豊明市 (C) 2 名	(D) 障害者とそのご家族 (E) 2 5 人	2, 4 0 0
(8) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	・障害を持つ子どもとその家族に対して、必要な支援を提供し、子どもの成長を支えます。 ・障害児一人ひとりの状況に応じた個別支援計画を作成し、保護者と共に進めていきます。 ・保護者に対する相談やカウンセリングを提供し、子どもの育成に関する悩みを解決します。	(A) 通年 (B) 名古屋市、豊明市 (C) 2 名	(D) 発達障害や ADHD の子どもとそのご家族 (E) 1 0 人	5 0 0
(9) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	・障害を持つ子どもたちに対して、通所施設での支援を通じて、生活能力や社会的スキルを向上させます。 ・子どもの特性に応じた個別プログラムを作成し、きめ細やかな支援を行います。 ・自然や動物との触れ合いができる設備を増設します。	(A) 通年 (B) 名古屋市、豊明市 (C) 5 名	(D) 発達障害や ADHD の子どもとそのご家族 (E) 1 5 人	1 5, 1 4 0

活動予算書

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	10,000		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	12,000		
賛助会員受取会費	5,000	27,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000	1,000,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
児童発達支援事業収益	576,000		
ひとり親家庭支援事業収益	288,000		
メンタルヘルス事業収益	288,000		
食糧支援・指導農園事業収益	0		
子ども食堂事業収益	0		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業収益	0		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業収益	324,000		
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業収益	648,000		
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業収益	6,000,000	8,124,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			9,151,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	4,860,000		
法定福利費	48,000		
人件費計	4,908,000		
(2) その他経費			
諸謝金	120,000		
印刷製本費	100,000		
会議費	108,000		
旅費交通費	15,000		
通信運搬費	10,000		
雑費	2,000,000		
賃借料	1,200,000		
その他経費計	3,553,000		
事業費計		8,461,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	20,000		
旅費交通費	15,000		
通信運搬費	12,000		
消耗品費	10,000		
水道光熱費	5,000		
賃借料	120,000		
保険料	20,000		
租税公課	20,000		
雑費	15,000		
その他経費計	237,000		
管理費計		237,000	
経常費用計			8,698,000
当期正味財産増減額			453,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			453,000

活動予算書

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	20,000		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	36,000		
賛助会員受取会費	15,000	71,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	2,500,000	2,500,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
児童発達支援事業収益	1,152,000		
ひとり親家庭支援事業収益	648,000		
メンタルヘルス事業収益	576,000		
食糧支援・指導農園事業収益	300,000		
子ども食堂事業収益	0		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業収益	300,000		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業収益	2,327,000		
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業収益	775,000		
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業収益	18,500,000	24,578,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			27,149,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	13,580,000		
法定福利費	1,200,000		
人件費計	14,780,000		
(2) その他経費			
諸謝金	240,000		
印刷製本費	500,000		
会議費	350,000		
旅費交通費	240,000		
通信運搬費	360,000		
雑費	100,000		
賃借料	3,600,000		
その他経費計	5,390,000		
事業費計		20,170,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	3,600,000		
法定福利費	0		
人件費計	3,600,000		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	50,000		
会議費	150,000		
旅費交通費	250,000		
通信運搬費	56,000		
消耗品費	200,000		
水道光熱費	180,000		
賃借料	600,000		
保険料	120,000		
租税公課	150,000		
雑費	350,000		
その他経費計	2,106,000		
管理費計		5,706,000	
経常費用計			25,876,000
当期正味財産増減額			1,273,000
前期繰越正味財産額			453,000
次期繰越正味財産額			1,726,000